

松本市アルプス公園自然活用実行会議

提言書



令和5年3月22日

松本市アルプス公園自然活用実行会議

提言にあたって(土田座長)

松本市アルプス公園北側拡張部の利活用促進に向かって、昨年度、松本市アルプス公園自然活用検討会議が設けられました。その提言を受けて、令和4年度に松本市アルプス公園自然活用実行会議が設けられ、私たちはその提言をより具体的に実現させるべく、検討を重ねて参りました。またアルプス公園と同様な里山を生かした公園として実際に先行している安曇野市の県営烏川溪谷緑地や国営アルプスあづみの公園を視察しました。また、公園内各地に繁殖する外来植物のニセアカシアの駆除と里山づくりについて、県林業総合センターの小山 泰弘 育林部長にお話を伺いました。

当検討会議の課題は、利活用を推進するため市民参加型を土台にした組織運営体制、公園の具体的なイメージを明確にし、より親しみを増すための名称の公募、自然活用エリアの利用(ソフト)と整備(ハード)の検討、緑地保全ゾーンの整備、今後検討すべき課題等でした。これらにつきまして、近隣公園の視察から得たノウハウや情報、また委員それぞれが行っている野外活動やボランティア活動の経験や実践を通じて得られたノウハウもこの提言に大きく寄与しました。さらに各委員現地に何度も足を運び、自ら現地の自然を四季を通じて体験すると共に、現在行われている各種イベントに参加して実際の活動団体の姿や様子をみたり、また主催者や参加者の意見を聞いたりしました。この過程において得られた知識や経験等を参考に、会議では、具体的に何をすべきか、何が出来るかを討議、検討して参りまして、今回このような提言をまとめました。短い期間でしたが、密度の濃い検討が行われたと思います。

また当地をより市民に親しみを持ってもらくため、またその特徴を明確にするために名称を付けることにいたしまして、一般に公募することとなり、松本市民のみならず県内外からの応募がありました。その中から実行会議で選考の結果、「いきものふれあいの森」という名称に決まりました。その名の通り、北側拡張部が多くの人にとって多様ないきものとふれあい、遊び、学び、いこいの森となることを願っております。またこの広いかつ多様な内容をもつ当公園は、やはり市民の力によってでないと機能しないことも分かりました。今後、「いきものふれあいの森」が、より市民や利用者に親しまれ愛される公園として発展していくために早めに管理運営体制を確立し、提言にあるような整備を行政として推進して頂くことを希望致します。またアルプス公園南側と共に、より一体化した公園の利用が進むことを期待しております。

最後に松本市アルプス公園自然活用実行会議の設置を頂いた臥雲義尚松本市長、提言の策定にあたって大変お世話になった松本市建設部、公園緑地課、総合戦略局、実行会議アドバイザー(公園指定管理者トイボックス、松本市山と自然博物館)、及びその他関係各所に対して厚くお礼申し上げます。

令和5年3月22日
松本市アルプス公園自然活用実行会議
座長 土田勝義

目次

1	アルプス公園の整備経過	1
(1)	経過	1
(2)	諸元	1
2	松本市アルプス公園自然活用実行会議設置の経過.....	2
(1)	松本市アルプス公園自然活用検討会議設置の経緯	2
(2)	松本市アルプス公園自然活用実行会議設置の経緯.....	3
3	北側拡張部の名称決定	4
4	いきものふれあいの森の基本的な考え方	5
5	提言	6
(1)	推進体制および管理運営	6
(2)	自然活用エリア(ソフト・ハード)	8
ア	東入口駐車場.....	8
イ	アルプス森のかげ橋	10
ウ	ふれあいの水辺	11
エ	森の入口休憩所	13
オ	森の入口広場	15
カ	森の入口広場(池)	16
キ	森の里広場.....	18
ク	古民家体験学習施設.....	19
ケ	北入口広場.....	21
コ	しぜんかんさつの森.....	23
サ	花の丘	25
シ	園路・遊歩道.....	27
ス	その他(山の神・養老坂)	29

(3) 緑地保全ゾーン.....	31
(4) 今後の検討すべき課題.....	33
ア 連携体制の拡張.....	33
イ いきものふれあいの森の利用ルールの検討.....	33
ウ OECMを見据えた活動.....	33
エ アルプス公園全体に対する提言.....	35
6 資料編.....	38
(1) 松本市アルプス公園自然活用実行会議設置要綱.....	38
(2) 委員名簿.....	39
(3) 会議記録.....	40
(4) 用語解説.....	41

1 アルプス公園の整備経過

(1) 経過

アルプス公園北側拡張部は、平成19年4月に市制100周年を記念事業として、市民参加型運営方式を目指し開園した。

北側拡張部は、昭和49年に開園した南側開園部の【時代の要請に対応する施設型公園整備】に対し、【自然環境を重視した自然活用型公園整備】を土地利用の方針として、自然とのふれあい体験空間、四季の移り変わりを体感する魅力ある自然と里山^{※1}としての公園整備を行い、平成11年に策定した「平成10年度アルプス公園拡張基本計画設計報告書」（以下、平成10年度報告書という。）に基づき整備した。

- ・ 昭和49年3月 丘陵地を利用した総合公園^{※2}として開設(29.3ha)
- ・ 平成2年3月 公園面積を66.6haに都市計画決定^{※3}
- ・ 平成10年3月 アルプス公園拡張基本計画策定委員会設置し拡張計画の検討
- ・ 平成11年2月 東入口駐車場計画地と旧まきば山荘跡地6.1haを公園区域に加え都市計画決定
- ・ 平成11年2月 用地買収着手
- ・ 平成11年3月 平成10年度アルプス公園拡張基本計画設計報告書策定
- ・ 平成11年6月 アルプス公園整備検討懇話会設置実施に向けた検討を開始
- ・ 平成16年7月 アルプス公園管理運営検討委員会設置(～平成19年3月)
- ・ 平成19年5月 アルプス公園リニューアルオープン

(2) 諸元

アルプス公園は北アルプス連峰や安曇野を一望する丘陵地に、面積72.7ha、標高約800mの起伏に富んだ地形や恵まれた緑等、自然を生かした都市公園で、のびのびと自然に親しむことができる憩いの場となっている。

名 称	概 要
公園の種類	総合公園
面 積	72.7haの内、北側拡張部は43.4ha
北側拡張部の主な施設	駐車場2カ所（東入口・北入口） 森の入口広場休憩所 古民家 ^{※4} 体験施設 他

公園面積については、都市計画決定されたもの

2 松本市アルプス公園自然活用実行会議設置の経過

(1) 松本市アルプス公園自然活用検討会議設置の経緯

アルプス公園の北側拡張部は整備してから14年経過した現在、自然観察会等で活用されているものの、南側開園部に比べると市民の利用が少ない。そこで、北側拡張部における自然の特徴を活かした活用を推進するため、課題と改善意見等を市長に提言する組織として、松本市アルプス公園自然活用検討会議を設置した。

会議の事務局は公園緑地課内に置き、学識経験者、団体関係者、地元関係者、一般市民の委員8名により、以下の事項について令和3年11月から令和4年2月までに会議と現地確認、そしてメールによる意見交換を行い、令和4年4月に市長へ提言することを目的とした。

提言の所掌事項は以下のものとする。

- ・北側拡張部に必要な整備に関する事
- ・北側拡張部の管理運営方法に関する事
- ・北側拡張部の活用推進体制に関する事

会議等	開催日時・会場	出席委員	会議事項	傍聴者
第1回	令和3年11月5日(金) 14時00分 第一応接室	7名	・平成19年度当時の方針 ・アルプス公園北側拡張部の現状 ・組織の考え方 ・令和3年度の活動内容について	あり
現地確認 (中止)	令和3年11月22日(金)	中止	中止(雨天のため)	中止
現地確認1	令和3年11月25日(木) 13時00分 アルプス公園内	1名	・北側拡張部ゾーン別の現地確認	なし
現地確認2	令和3年11月26日(金) 13時00分 アルプス公園内	6名	・北側拡張部ゾーン別の現地確認	なし
第2回	令和3年12月15日(金) 13:15時 大手公民館 視聴覚室	8名	・拡張部基本計画について ・提言について ・ゾーンの計画について(ゾーン以外を含む) ・運営に関わる組織について	あり
第3回 (中止)	令和4年2月14日(月)	中止	中止(蔓延防止重点措置発令のため)	中止
第3回	令和4年2月28日(月) 13時15分 大手公民館 大会議室	5名	・メーリング結果について ・運営組織について ・提言について	あり

(2) 松本市アルプス公園自然活用実行会議設置の経緯

松本市アルプス公園自然活用検討会議の市長提言を受け、提言を具現化するための松本市アルプス公園自然活用実行会議(以下「会議」という。)を設置した。

会議の事務局は引き続き公園緑地課内に置き、学識経験者、団体関係者、教育者、地元関係者の専門的な委員8名により、令和4年6月から令和5年2月までの会議と近隣の公園の管理を視察する等、令和5年3月の市長提言に向け会議を行った。

提言の所掌事項については以下のとおりである。

- ・北側拡張部の名称決定に関すること
- ・北側拡張部の管理運営体制及び活用推進体制に関すること
- ・自然活用ゾーンに関すること
- ・緑地保全ゾーンに関すること
- ・アルプス公園全体に関すること

会議等	開催日時・会場	出席委員	会議事項	傍聴者
第1回	令和4年6月2日(木) 13時30分 第一応接室	7名	・アルプス公園自然活用検討会議の提言確認 ・活用推進体制及び管理運営に関する こと	あり
第2回	令和4年7月5日(火) 13時00分 県営烏川溪谷緑地 国営アルプスあづみの公園	8名	・県営烏川溪谷緑地、国営アルプスあづみの公園現地視察	なし
第3回	令和4年9月1日(木) 13時30分 大手公民館 大会議室	8名	・活用推進体制及び管理運営に関する こと ・名称に関する事項	あり
第4回	令和4年10月31日(月) 13時30分 大手公民館 大会議室	8名	・自然活用ゾーン他継続事項に関する 検討 ・緑地保全ゾーン他継続事項に関する 検討 ・北側拡張部名称募集について	あり
第5回	令和4年12月26日(月) 13時30分 大手公民館 大会議室	7名	・PRに関する検討 ・園路(移動)に関する検討 ・北側拡張部名称決定について	あり
第6回	令和5年2月10日(金) 13時30分 大手公民館大会議室	7名	・『ニセアカシアの駆除と里山づくり』(アドバイザー講習会) ・『アルプス公園における児童教育について』 ・提言書のまとめ	あり

3 北側拡張部の名称決定

名称は、『いきものふれあいの森』に、会議において決定した。

(1) 名称決定の理由・経過

令和3年11月発足の松本市アルプス公園自然活用検討会議において、“北側拡張部”の名称では公園のイメージがわからないため、名称決定の提言がされた。

この提言を受け会議は公募という形で名称を広く一般に求めた。

応募の条件を以下のとおり設定した。

- ・北側拡張部にふさわしい名称(北側拡張部をイメージしやすい)
- ・分かりやすい
- ・親しみやすい
- ・使いやすい(呼びやすい)

(2) 応募総数

219名という応募者から様々な名称を応募いただいた。

- ・電子申請 156名
- ・用紙申請 63名

(3) 応募者内訳(住まい)

- ・松本市内 124名
- ・県内(松本市以外) 20名
- ・県外 71名
- ・無記名 4名

(4) その他

ア 1人目の名付け親は 西村 薫 様 男性 東京都町田市在住63歳

命名理由は『自然に恵まれ、たくさんのいきものにふれあうことができる森であること』

イ 2人目の名付け親は『アルプス公園いきものふれあいの森』の名称を名付けられ方です。

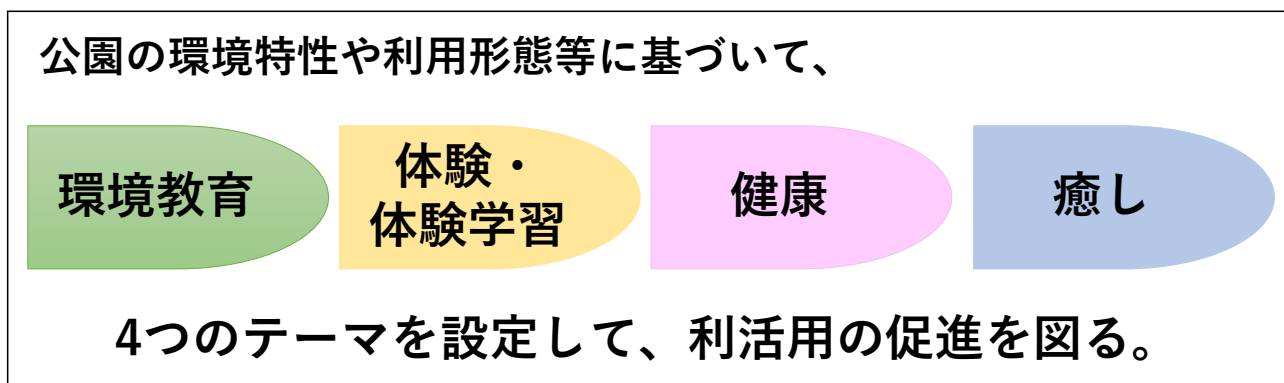
松本市在住の方で、名前および命名理由等は不明です。

4 いきものふれあいの森の基本的な考え方

いきものふれあいの森は、かつて耕作地や薪炭林^{※5}として急峻な地形を利用し、地元民の暮らしと密接に関連した〈里山〉であった。現在は暮らしとの関わりが薄れた結果、里山環境としては荒廃した状態にあると言える。

公園として計画的に管理育成することにより、かつての里山のように人々と密接に係わり、親しまれる環境づくりを目指すとともに、未来への大切な市民の財産として、育み残していくことを基本とする。

また、整備当時から社会情勢が変化してきたことを踏まえ、SDGs達成に向け〈環境教育^{※6}〉〈体験・体験学習〉〈健康〉〈癒し〉をテーマとして設定した。



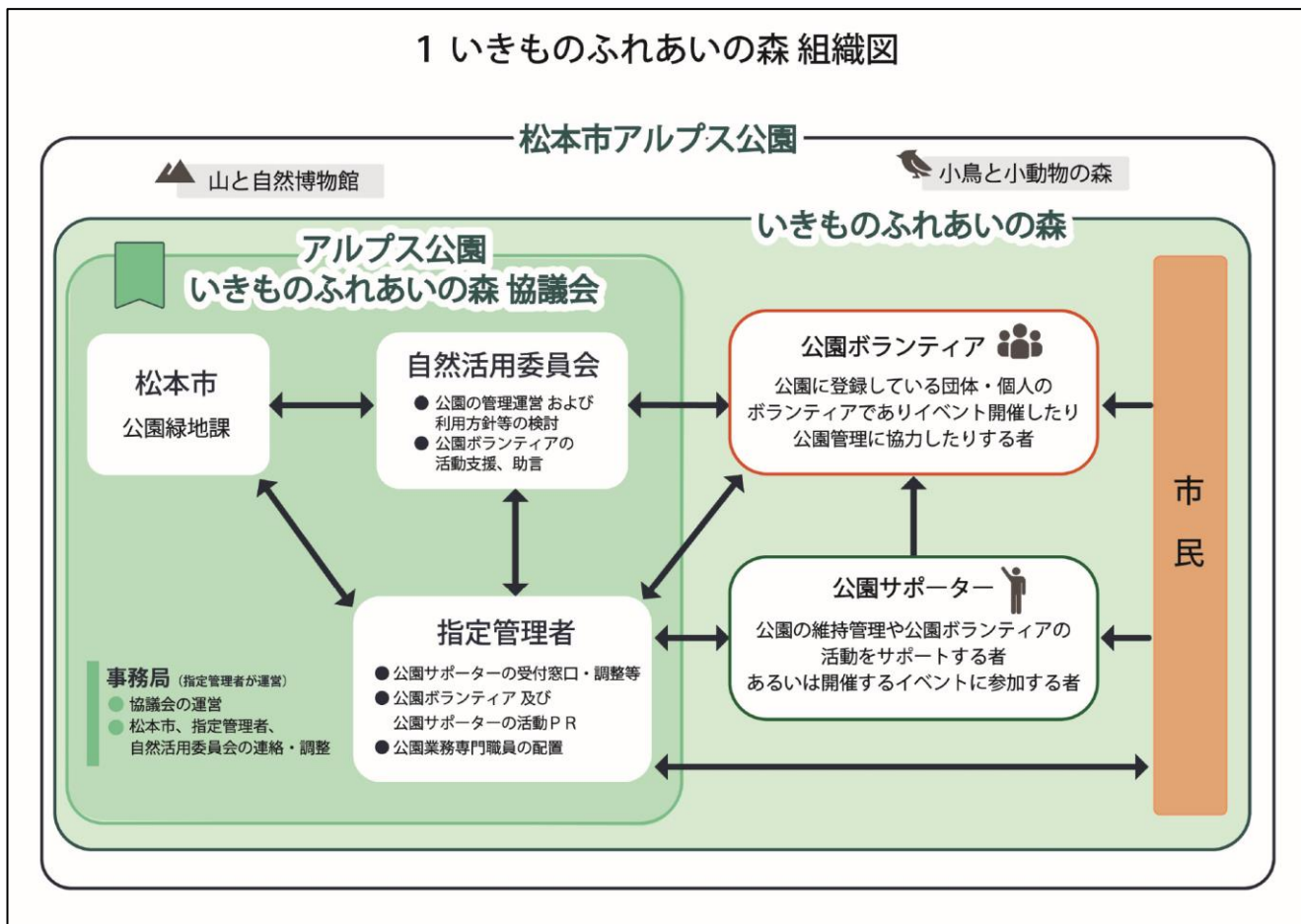
「キャッチフレーズ」



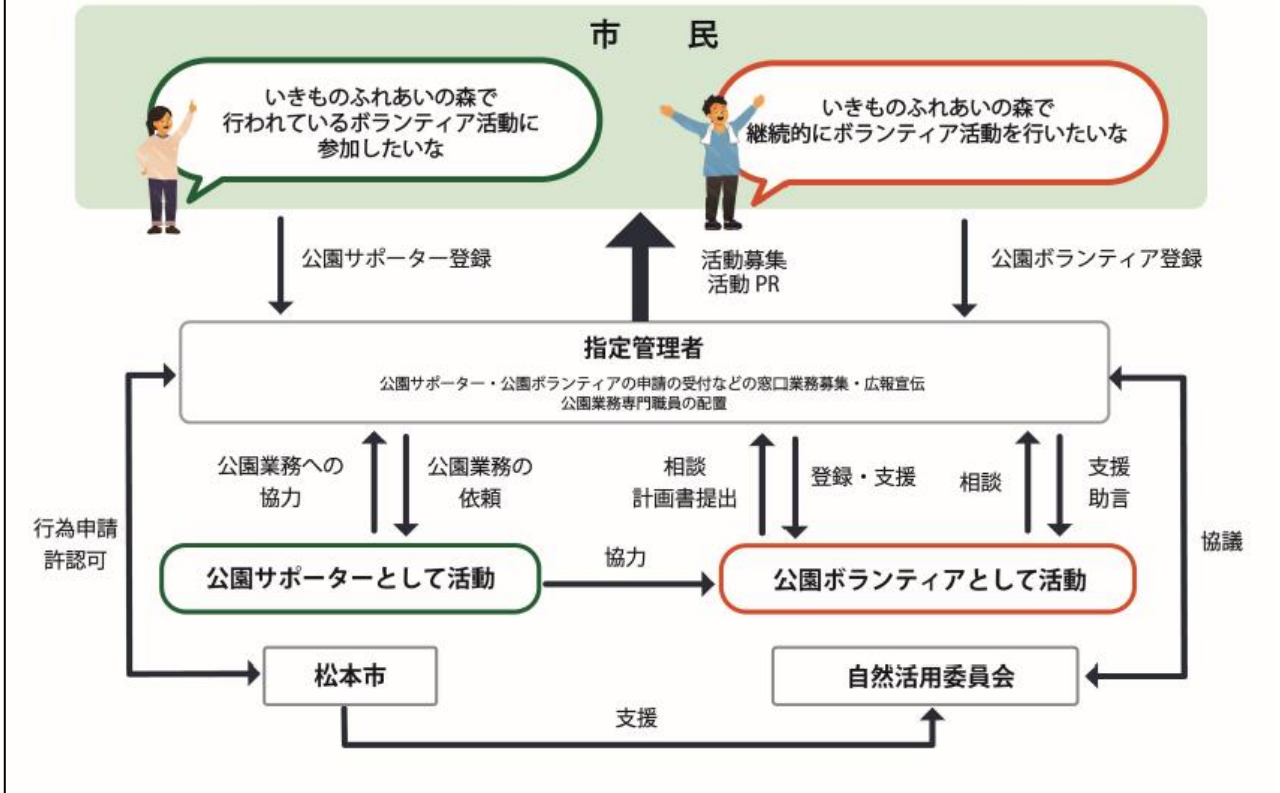
5 提言

(1) 推進体制および管理運営

アルプス公園いきものふれあいの森を市民の遊び・学びの場として利活用を促進するため、市民参加型の協働体制を含め管理運営体制を整える。



2 いきものふれあいの森 関係図



3 アルプス公園いきものふれあいの森 協議会

アルプス公園いきものふれあいの森 協議会

いきものふれあいの森の適正な管理運営と来園者の効果的な利用を促進するため、関係主体の調整・連携を図る

構成員 ① 松本市建設部公園緑地課

② 指定管理者

③ 自然活用委員会

事務局 協議会の運営や、市・指定管理者・自然活用委員会の連絡・調整等

松本市

- 構成 建設部公園緑地課 ※その他の課はオブザーバーとして参加
- 役割 行為申請・許認可、自然データベース作成、公園ボランティアの支援等

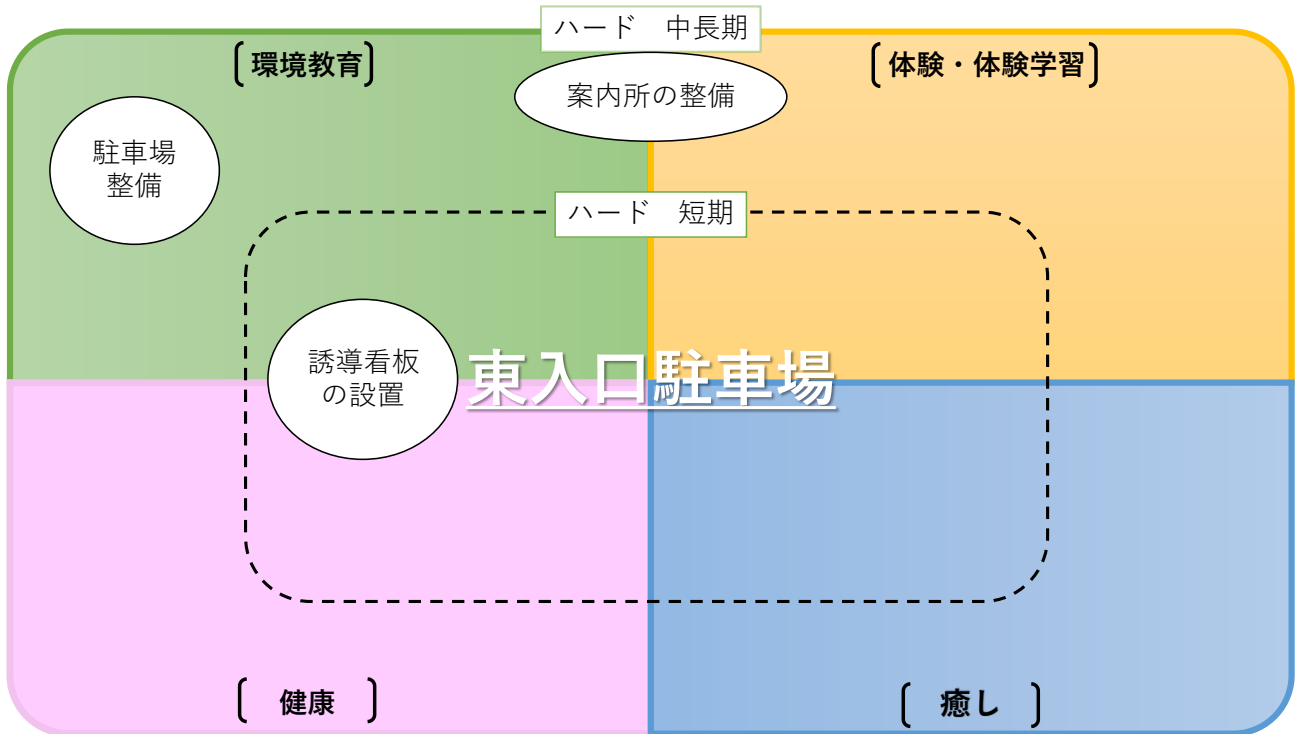
指定管理者

- 構成 松本市アルプス公園指定管理者
- 役割 指定管理にもとづく公園管理、アルプス公園の情報収集・発信
公園ボランティアへの支援・活動調整、公園ボランティアの登録審査
公園サポーター申請受付窓口業務、公園サポーターの活動支援
自然データベースの作成、自然活用委員会の事務局運営
アルプス公園いきものふれあいの森 協議会の運営（年3回程度）
- 運営職員 公園業務専門職員、事務担当

自然活用委員会

- 構成 松本市アルプス公園自然活用実行会議委員を中心とした各分野の専門家等10名程度
- 専門分野 野鳥、昆虫、植物、ビオトープ、里地・里山づくり、環境教育などの野外活動経験者・実績者
- 役割 公園の管理運営及び利用方針の検討、ガイドライン作成
活動計画等の検討、公園ボランティアの活動支援及び助言
公園ボランティア登録審査

ハード	短期	中長期
バス等大型車の出入りが困難なため、入口の拡幅整備を行う	○	
アルプス公園のメイン駐車場である東入口駐車場について、市内から東入口駐車場までの誘導看板を整備する	○	
案内所(指定管理者の専門職員と窓口業務者常駐)と併設してイベント参加者の集合所(オープン平屋根のみ)の整備をする		○



イ アルプス森のかけ橋

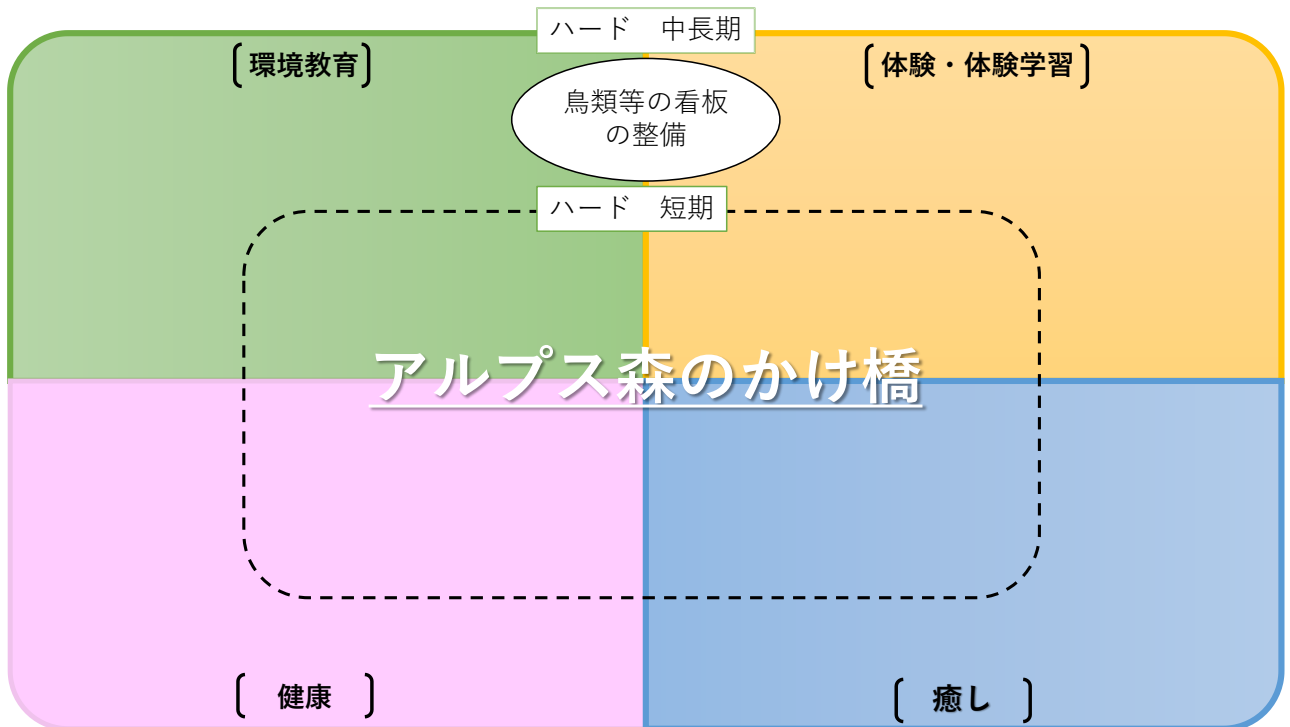


整備方針 景観を活かし、自然を感じられる場

●:重点テーマ ○:関連テーマ

ソフト	環境教育	体験・体験学習	健康	癒し
現状の景観を維持する				●
鳥類等の調査をする	●			

ハード	短期	中長期
鳥类等観察の場として紹介看板を整備する		○



ウ ふれあいの水辺

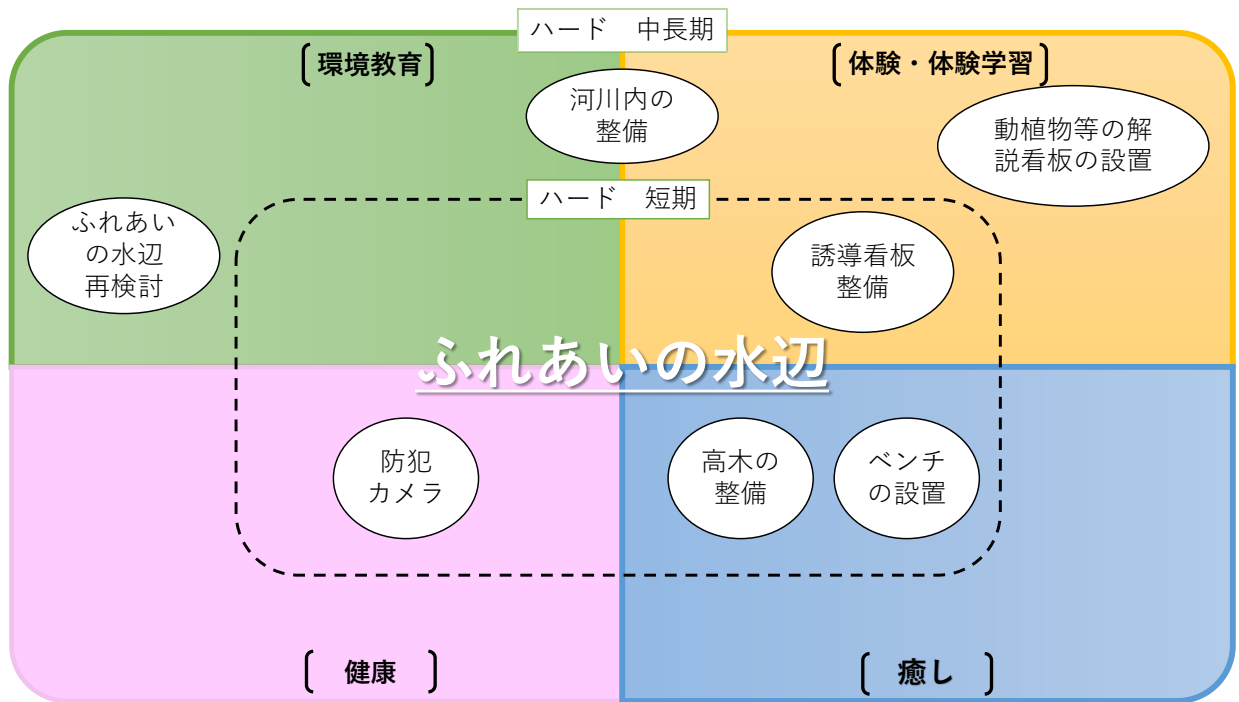


整備方針 沢沿いの湿地帯を活かした、水辺の自然観察空間の創造

●：重点テーマ ○：関連テーマ

ソフト	環境教育	体験・体験学習	健康	癒し
河川生物の生息・生育・利用状況の調査を実施する	●			
水辺の生き物を対象とした自然学習の場としての運用計画をする	●			
私有地を一体に環境教育等の場として活用を検討する	●	○		
下流の沢沿いを自然植生を楽しむ散策の場として、運用計画を策定する	○			●
公園内に自生する里山の植物や昆虫類の食草・食樹・吸蜜※9植物等の植栽計画を策定する	○			
河川の流量を安定的に確保するとともに水質保全の計画を策定する	○			

ハード	短期	中長期
コンクリート製河床となっている箇所には礫を投入して浮石※10環境を創出するとともに砂礫の堆積を促し、水生生物の生息環境を整備する		○
休憩の場としてのベンチを増設する	○	
動植物等の解説板を設置する		○
東入り口駐車場からふれあいの水辺までの、誘導看板を整備する	○	
街路灯や防犯カメラの設置等の防犯的な対応をする	○	
夏季の緑陰を形成するため高木を植栽する		○



エ 森の入口休憩所

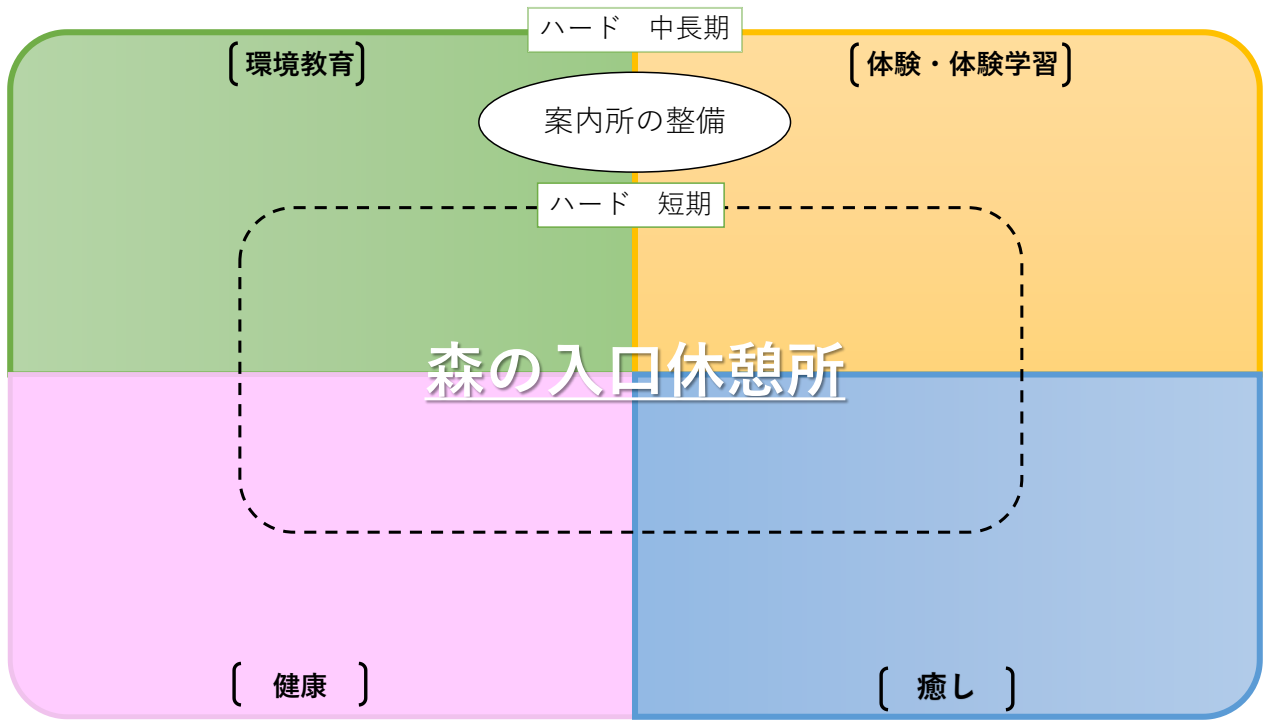


整備方針 拡張部と既開設部の中継地、拡張部のエントランス空間の創出

●:重点テーマ ○:関連テーマ

ソフト	環境教育	体験・体験学習	健康	癒し
位置的に森の入り口という名称が分かりにくいいため、名称の変更を検討する				
園内の倒木や間伐材の運用の場として検討する		●		
土足で入室可とするよう検討する				
1階会議室は室内講義室、会議室として活用を促進する	○	●		
2階会議室は、ボランティア、サポーターの交流室とする		●		
1階の休憩室は展示室を併用する	●			

ハード	短期	中長期
1階に案内所の整備を行う		○



オ 森の入口広場

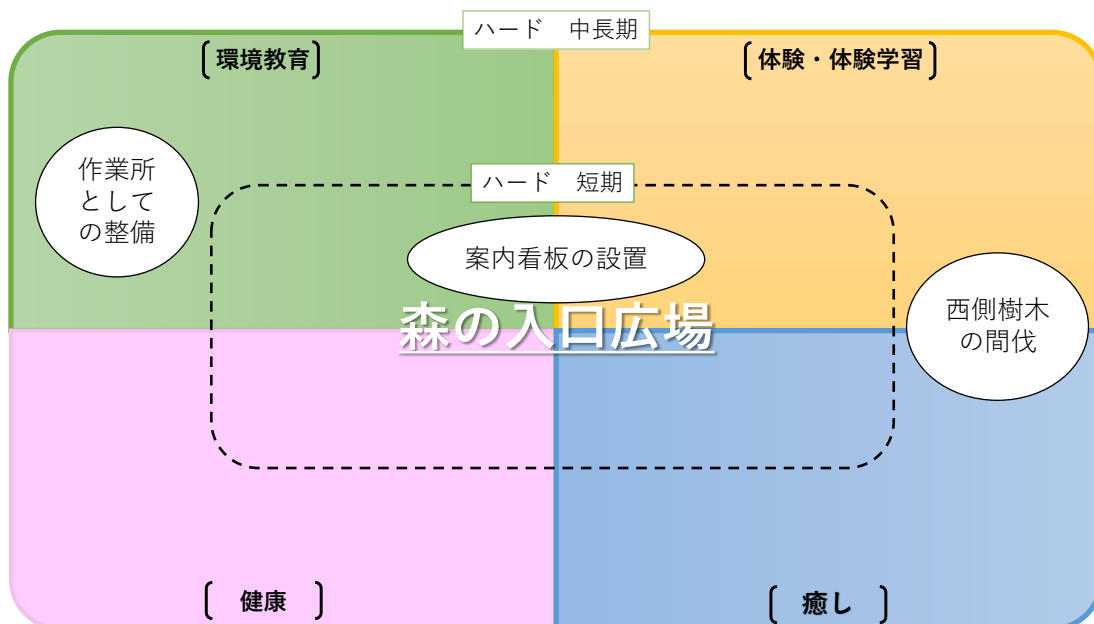


整備方針 平地で北アルプスを展望できる場所
 観覧席を利用したイベント等に利用できるポテンシャルを持っている

●:重点テーマ ○:関連テーマ

ソフト	環境教育	体験・体験学習	健康	癒し
イベントに活用するためPR活動をする		●		
名称がないため名前をつける(例:森のイベント広場)				

ハード	短期	中長期
広場への誘導案内看板を設置する	○	
作業用の拠点としての物置等の整備を行う		○
広場西側の樹木の間伐をする		○



カ 森の入口広場(池)

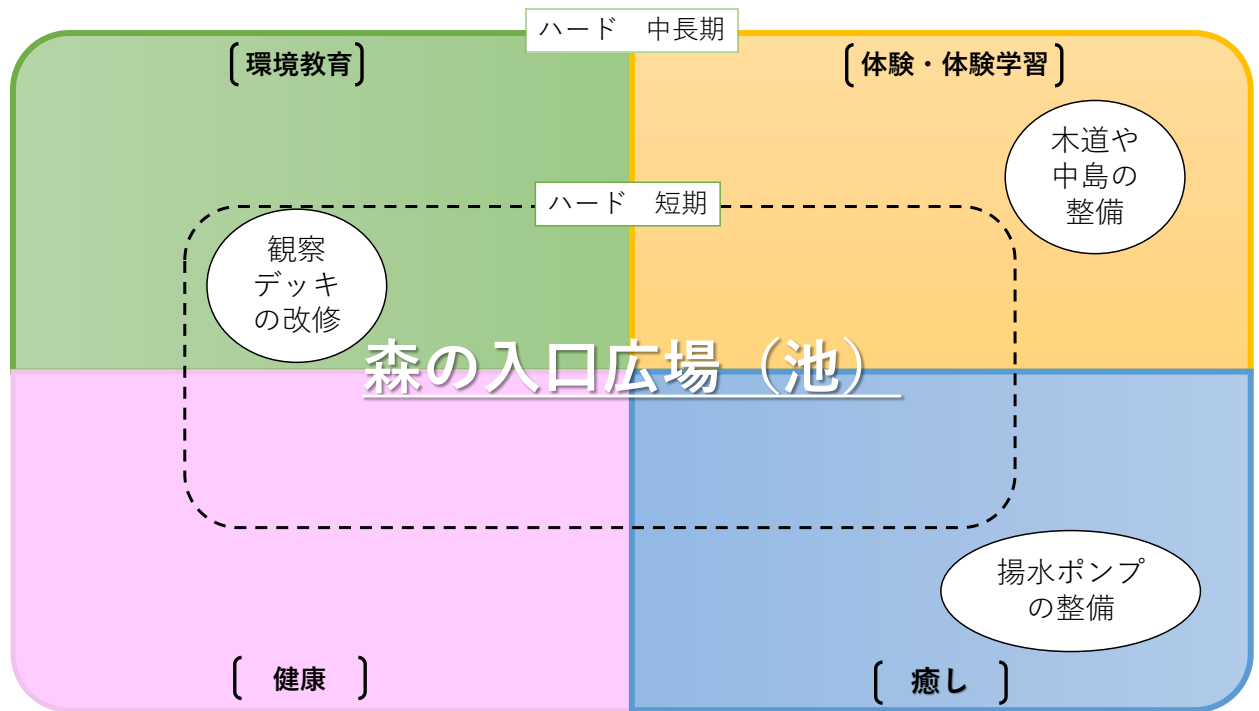


整備方針 水辺広場からの水を利用した池、環境の多様性を創出

●:重点テーマ ○:関連テーマ

ソフト	環境教育	体験・体験学習	健康	癒し
開放水面 ^{※11} 率と水深に変化を持たせた適度な湛水状態 ^{※12} を維持し、水生生物の生息・生育場及び繁殖場・越冬場を整備する	●			○
自然な生態系を維持することを原則とし、公園外から人為的に動植物を持ち込まないように周知徹底する	●	○		
近隣地域に希少水生生物が確認された場合、池で繁殖させて増えた個体を元の場所へ戻すといった保全活動の場とする	●	○		
水生生物の生息・生育に配慮した植物の刈取りや泥上げ等の維持管理を行う				
植物の刈取り等の維持管理や、刈取った植物を使った工作等を行う体験の場として計画する	○	●		
池の水生植物の生育状況やトンボ類等の飛来状況等の動植物の情報を常時発信する	●			○
洪水調節機能を持たせて災害の発生を防止する				
名称がないため名称をつける(例:****の池)				

ハード	短期	中長期
観察デッキを早急に整備する	○	
自然観察や散策を行うことができるように木道や中島、浅瀬等の整備を行う		○
年間を通して池の水と水質水量を確保するよう揚水ポンプを再整備する		○



キ 森の里広場



整備方針 耕作跡地の平坦地と周辺の雑木林※13 を活かしたアクティブな活動

空間と、里山風景の演出

●:重点テーマ ○:関連テーマ

ソフト	環境教育	体験・体験学習	健康	癒し
畑は学校と連携して地物の野菜、菜の花、そば等の栽培をし、農業体験の場とする	○	●		
果樹を植栽し、収穫体験をして学習の場とする	●	○		
薬草園の運用について検討する			○	●
カタクリ群生地※14の保全方法を検討する	●			

ク 古民家体験学習施設

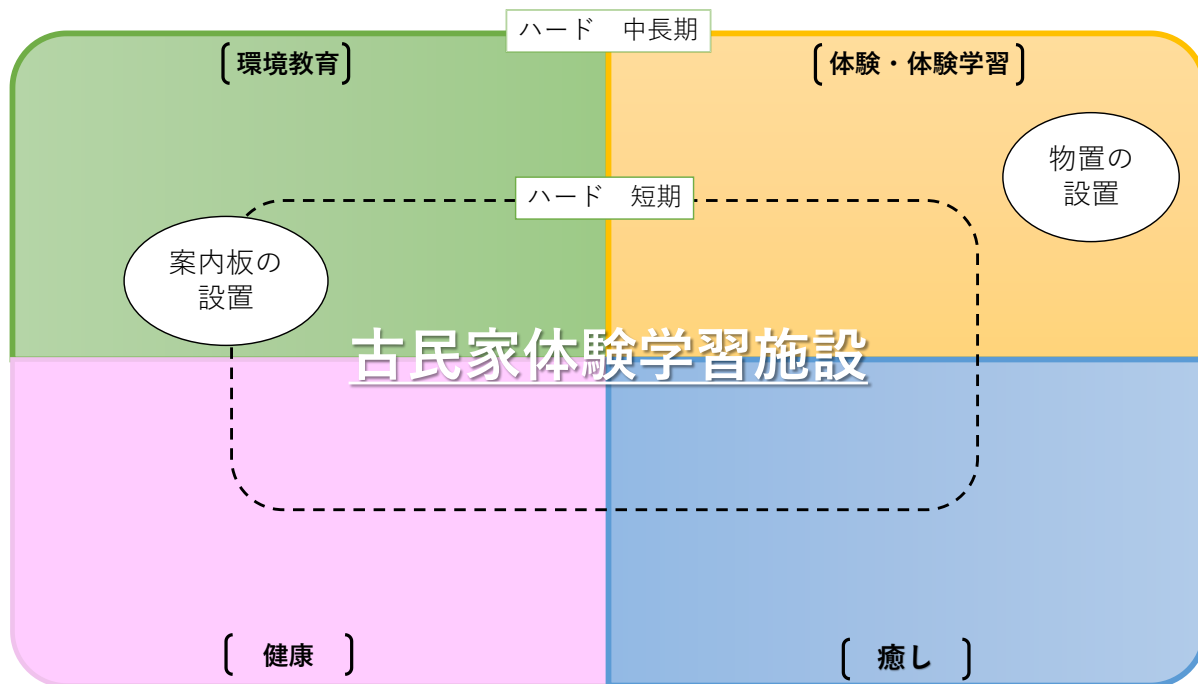


整備方針 四季を通じて里山の暮らしの体験や、文化や歴史を学ぶ場

●:重点テーマ ○:関連テーマ

ソフト	環境教育	体験・体験学習	健康	癒し
森の里で収穫したものを使って様々な農事や行事の体験の場（そば打ち、窯焼き、ほうとう、餅つき、七夕、おやき等）とする		○		
園内の倒木や間伐材を利用する 例:工作	○	●		
ボランティア団体が拠点として利用できる場とする				○
ピザ窯を貸し出している施設として積極的にPRする		○		
作業用の荷物等を駐車場から運搬できるようなシステムを検討する		○		

ハード	短期	中長期
案内板を設置する	○	○
活動するにあたり物置の設置を行う		○



ケ 北入口広場

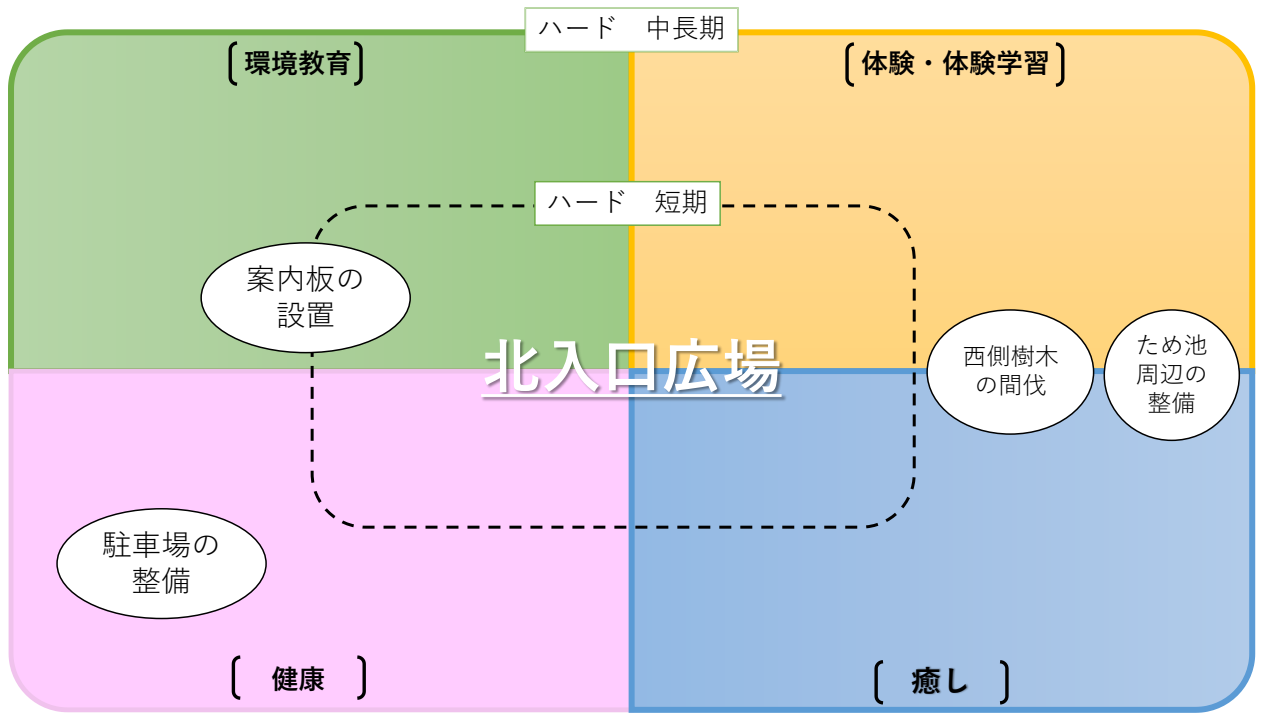


整備方針 北アルプス側の優れた展望を活かしたサブエントランス

●:重点テーマ ○:関連テーマ

ソフト	環境教育	体験・体験学習	健康	癒し
ため池※15 は水生生物の生息・生育場及び繁殖場・越冬場としての維持管理の計画を検討する	●			
水田※16 は復田するか湿地化し、水生生物の生息・生育場や繁殖場として検討する	●			
復田した場合、田植え・稲刈り体験を行い、里山の暮らしを知る学習の場として検討する		●		

ハード	短期	中長期
駐車場を拡張整備する		○
古い案内板を改修する	○	○
ため池周辺の整備を行う		○
西側樹木の伐採を行う		○



コ しぜんかんさつの森

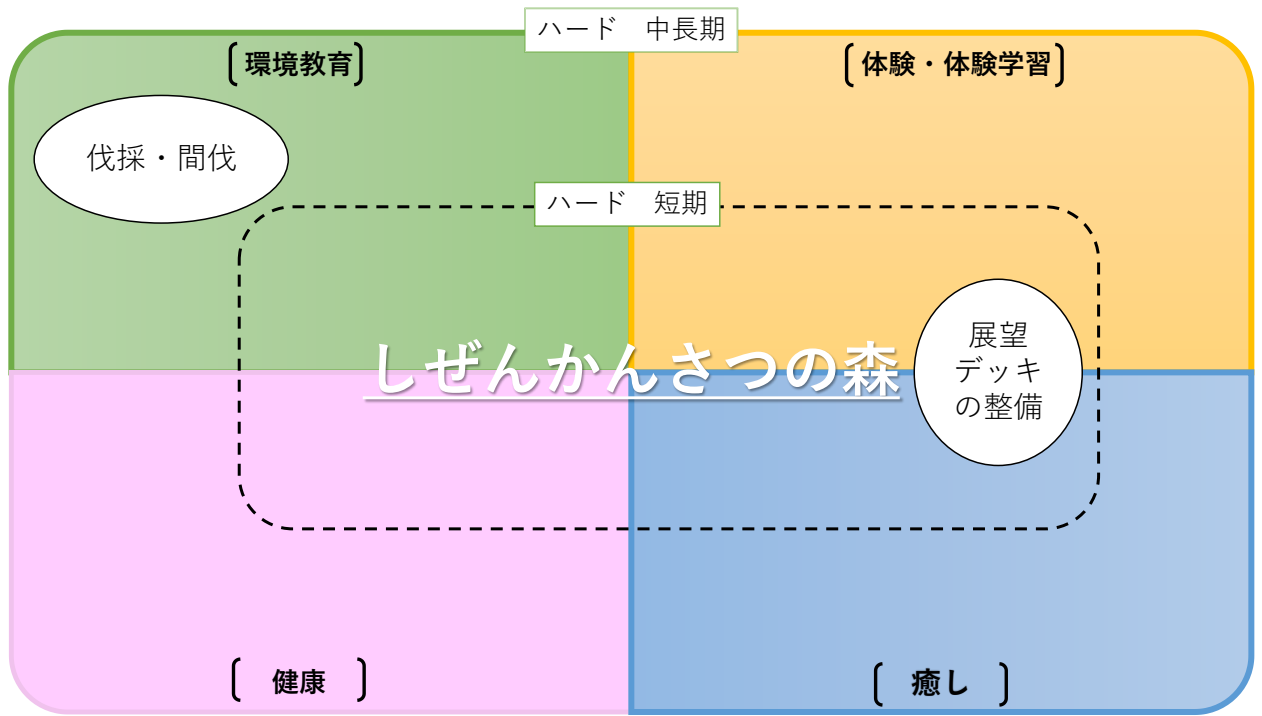


整備方針 尾根^{※17}沿いに、生き物たちのための自然豊かで多様な樹林を創出
自然観察のための若干の施設導入と自然育成管理

●:重点テーマ ○:関連テーマ

ソフト	環境教育	体験・体験学習	健康	癒し
一部明るい森にして生物多様性の豊かな森の再生計画を立てる	●			○
ニセアカシア林は伐採し、コナラ、クヌギ等広葉樹への樹種転換の計画を策定する	●			○
伐木は有効活用する	○	●		
間伐を行った後の生物相 ^{※18} の変化をモニタリング ^{※19} する	●			

ハード	短期	中長期
展望デッキを整備する	○	
北アルプスの展望を確保するため、伐採や間伐を行う		○



サ 花の丘

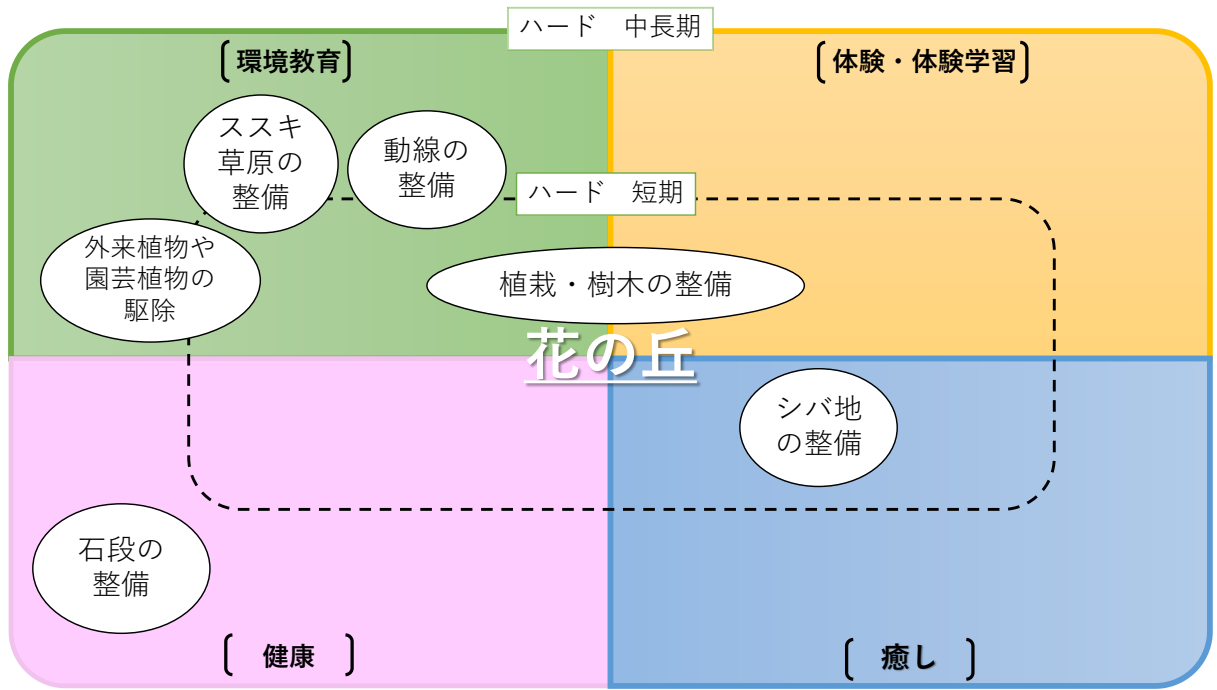


整備方針 東側小丘陵の緩斜面を活かした花の拠点

●:重点テーマ ○:関連テーマ

ソフト	環境教育	体験・体験学習	健康	癒し
丘陵山頂部分の北側の現草地(雑草、雑木群落)を、秋の七草※ ²⁰ 等多様な草花の咲くススキ草原ビオトープ※ ²¹ (蝶類や昆虫類も集まる)として自然探勝※ ²² や自然観察の場として活用する	●			○
現地に生育する野生花木で修景された山頂部周辺(草地の周り)によって花の丘の景観を探勝する	●			○
花の丘周辺は、草原、二次林※ ²³ 、成熟林※ ²⁴ 等様々な環境があり、多様な生物が生息、生育している事と、また四季の変化もよく分かり、比較的平坦な地形や歩道、四阿、トイレ、水飲み場が整備されているため、親子等のハイキングや、自然観察、学習の場所として活用する	●		○	○

ハード	短期	中長期
ススキ草原を造成する	○	○
適切な維持管理を行う		○
動線を整備する	○	○
ススキ草原や周囲の外来植物や園芸植物を駆除する	○	○
草原周辺の植栽・樹木を整備する	○	○
山頂部のシバ地は枯れている部分を修復する	○	
花の丘の石段は歩行補助、危険防止のために手摺を付ける		○



シ 園路・遊歩道



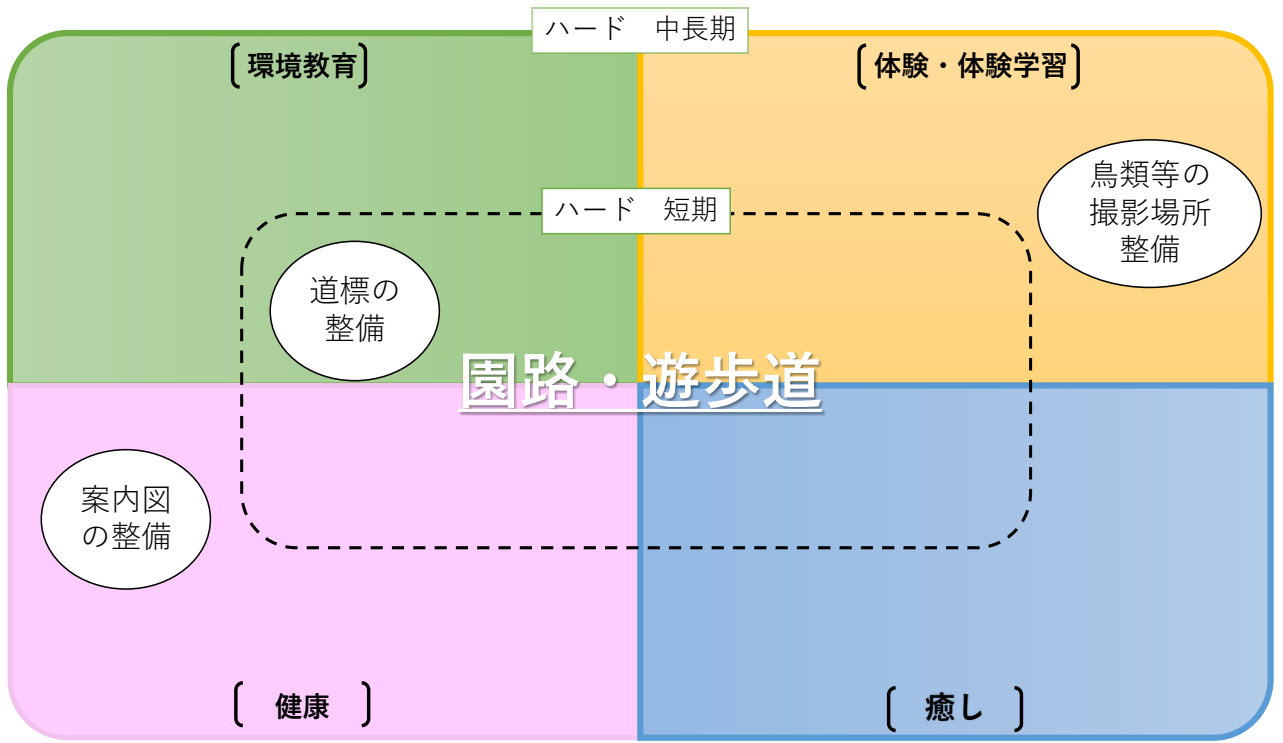
整備方針 7ヶ所の利用区域は、それぞれが遊歩道^{※25}と園路で連絡して一周3kmに設定

小規模な耕作跡の一部や動線沿いの疎林の林床を利用して、季節の山野草が一面に咲く花畑を整備するほか、休憩広場や遊びの小空間を点在させて、全ての利用者が散策を楽しめる空間づくり



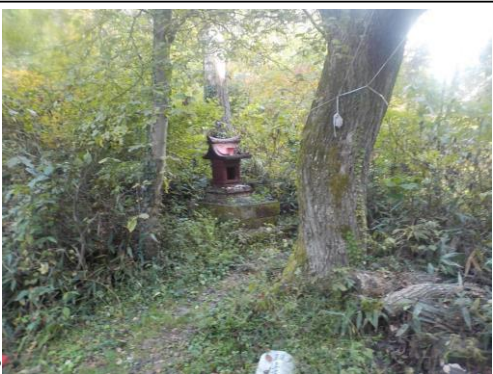
●:重点テーマ ○:関連テーマ

ソフト	環境教育	体験・体験学習	健康	癒し
散策コースを設定し、見どころや消費カロリー等をパンフレットや案内看板で示す計画を策定する			●	
園内の倒木や間伐材をチップに加工して、園路に敷く計画を策定する			●	○

ハード	短期	中長期
案内図を整備する		○
道標を整備する	○	
北の入口から古民家体験施設までの園路に鳥類等の観察場所の確保を行う		○
倒木の整理をする	○	



ス その他(山の神・養老坂)

養老坂

山の神

山の神

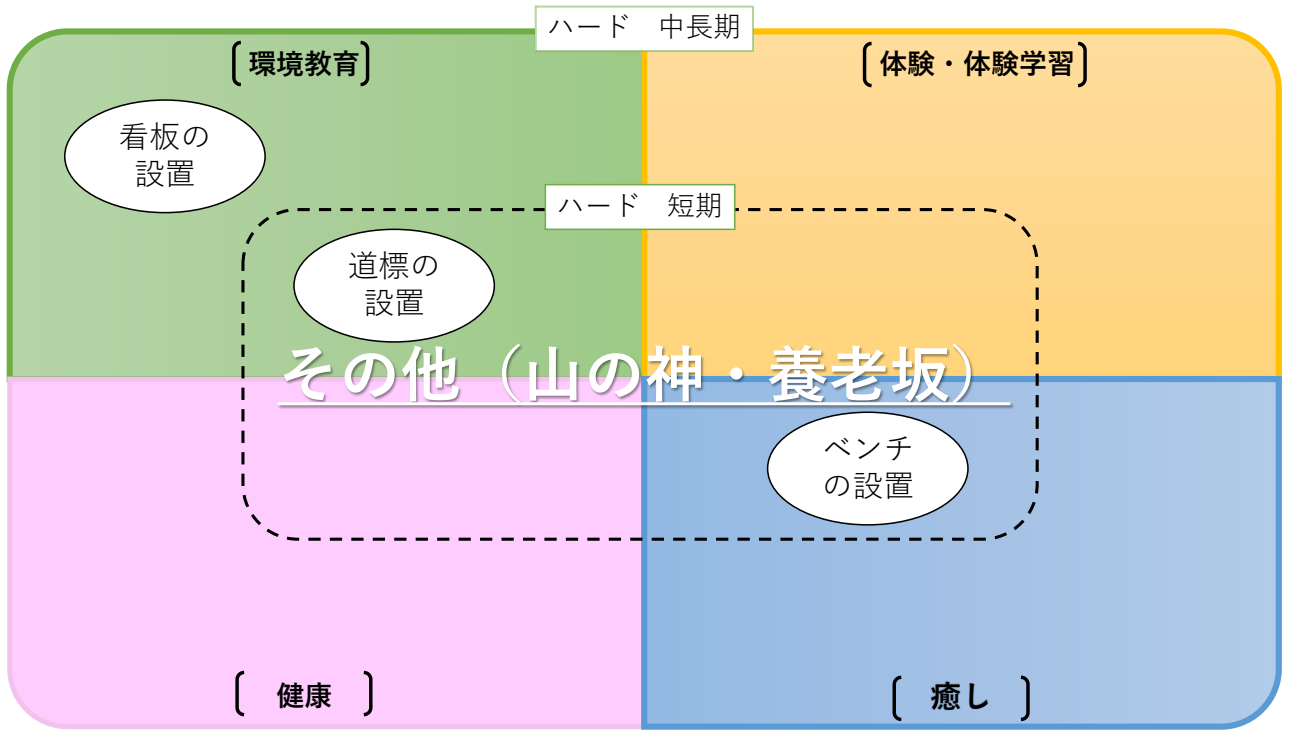
『山の神』は島内平瀬にある『川合鶴宮八幡宮』の奥社である。
 祠は川合鶴宮八幡神社の小さな土地の中にあり、今は枯れているが、祠の隣に御神木のような巨木がかつてあった。
 『山ノ神』の場所は辻になっていて、西に下れば平瀬の集落、東に向かえば老根田の集落に通じる峠道で、南北の道も元々あって、現在は城山から青年の家に通じる遊歩道になっている。

整備方針 歴史ある古道の雰囲気を出す場

●:重点テーマ ○:関連テーマ

ソフト	環境教育	体験・体験学習	健康	癒し
尾根を通る歩道は、アルプス展望コースとしてPRを行う			●	○

ハード	短期	中長期
アルプス公園が昔から人の生活と切っても切り離せない里山であったこと、歴史のある場所であることを(山の神のいわれ)説明看板を設置する		○
道標の設置をする	○	
ベンチの設置をする	○	

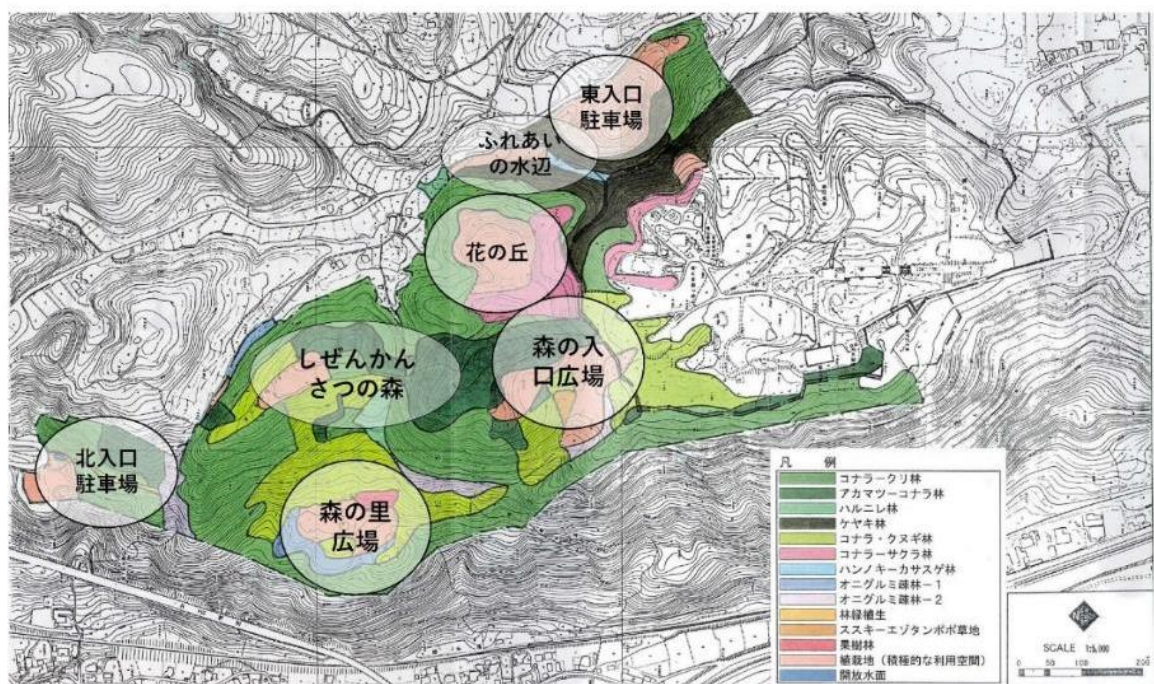
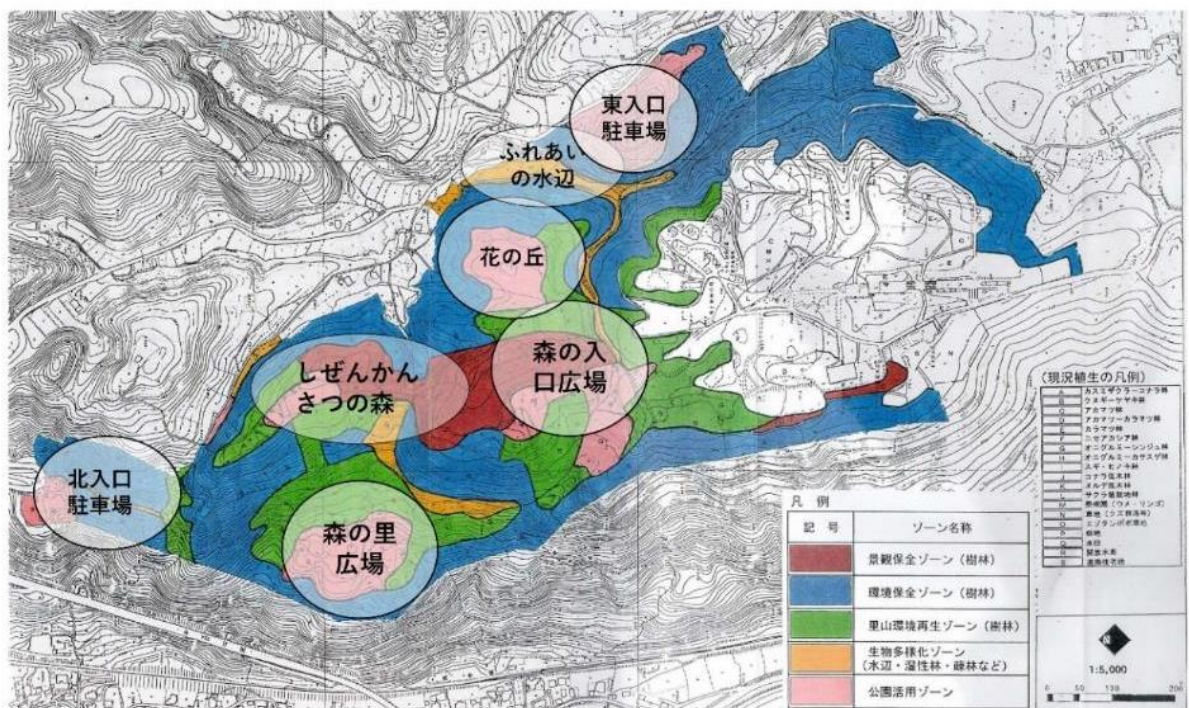


(3) 緑地保全ゾーン

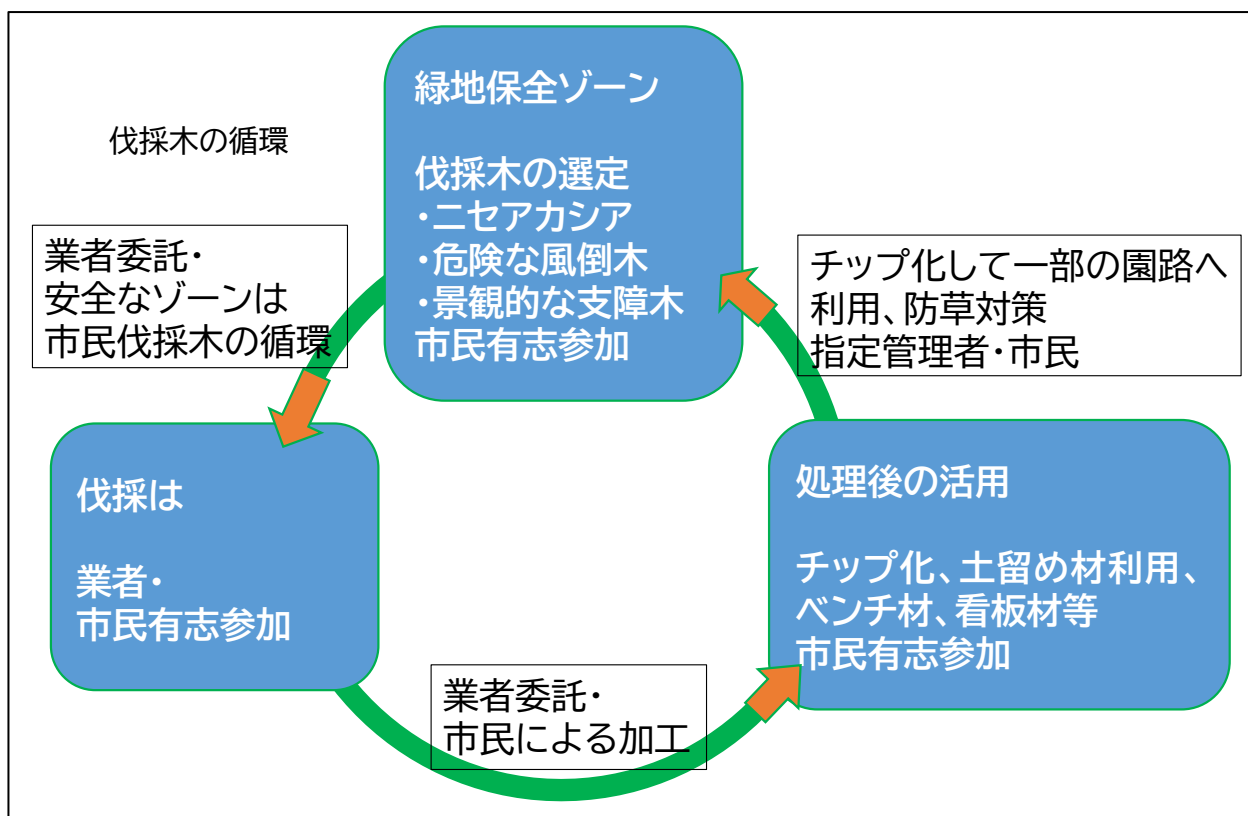
ア 緑地保全ゾーンの整備の考え方

開園当時(平成 19 年)の緑地保全計画をもとに整備実施

- (ア) 公園活用ゾーン周辺は里山林として管理する。
- (イ) 生物多様性^{※26}に配慮した維持管理を行う。
- (ウ) 景観に配慮した森林整備を行う。
- (エ) 西側急傾斜地は適切な間伐整備を行い、かん養機能^{※27}を保持する。
- (オ) ニセアカシア林の伐採を計画的に行い、広葉樹林への樹種転換を行う。
- (カ) 外来草本類の駆除(アレチウリ、セイタカアワダチソウ、オオハンゴンソウ等)



イ 緑地保全ゾーンの整備方法と利活用の考え方



採木の選定、伐採、処理を繰り返し行うことが必要であり、自然環境を保全し、活用し、維持をし続ける。

(4) 今後の検討すべき課題

ア 連携体制の拡張

(ア) 近隣公園

- a 国営アルプスあづみの公園(長野国道事務所)
- b 烏川溪谷緑地(長野県安曇野建設事務所)
- c 長峰山森林体験交流センター天平の森(安曇野市)

(イ) 公共施設(機関)

- a 山と自然博物館、小鳥と小動物の森
- b 市内外の博物館等(文科系施設含む)
- c 市内外の福祉施設

(ウ) 教育機関

市内外の幼稚園・保育園、小学校(特別支援学級含む)、中学、高校、大学

(エ) 研究機関

信州大学、松本大学、松本短期大学、長野県環境保全研究所

(オ) 近隣町会

(カ) 松本市役所内各課

イ いきものふれあいの森の利用ルールの検討

いきものふれあいの森の適切な運用、維持管理を目指し、都市公園法を遵守しながら、いきものふれあいの森独自のルールを検討していく。

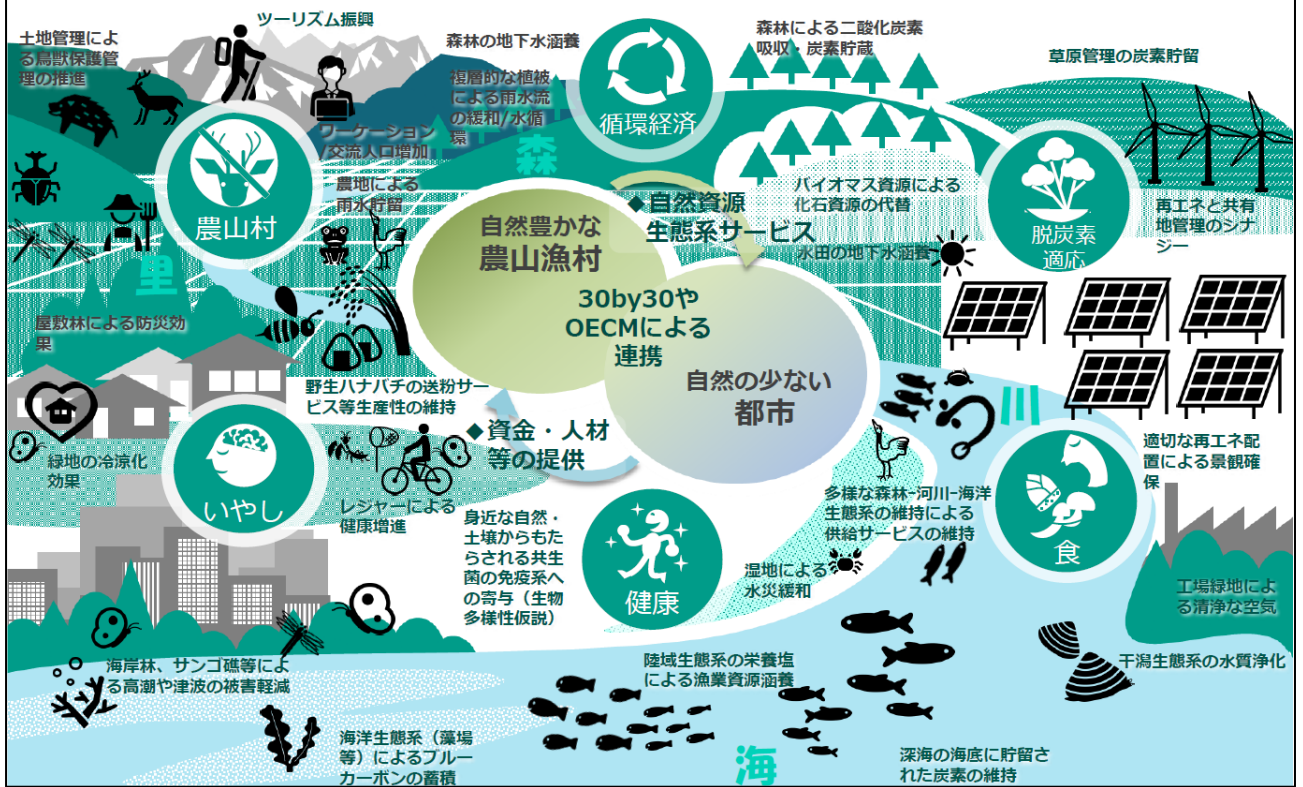
ウ OECM^{※28}を見据えた活動

OECMは2022年12月19日にカナダのモントリオールで開かれた国連生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で2030年までに地球上の、陸域及び海域・沿岸域、内陸水域の30%の生物多様性の損失を食い止め回復させ保護する画期的な合意とともに閉幕した。

日本は国立公園、国定公園などの自然公園、鳥獣保護区、保護林や海洋保護区などを含めても20.5%しか保全されておらず、残りの約10%は企業、団体・個人、自治体による様々な取組により、生物多様性の保全に貢献する区域を広げた。

いきものふれあいの森における、里山づくりの活動により自然が守られ、生物多様性の保全に貢献できるよう、OECMという方向性を検討していく。

30by30実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～



「生物多様性の価値」の認定基準 (案)

	以下のいずれかの価値を有すること
保全上重要な場	公的機関等に 生物多様性保全上の重要性 が既に認められている場
	原生的 な自然生態系が存する場
	里地里山といった 二次的 な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が成立し、 生態系サービス を提供する場
	伝統工芸や伝統行事といった 地域の伝統文化 のために活用されている自然資源の場
保全上重要な種	希少な動植物種 が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場
	分布が限定 されている、 特異な環境 へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
保全上重要な機能	越冬、休息、繁殖、採餌、移動(渡り)など、 動物の生活史 にとって不可欠な場
	既存の保護地域又は認定地域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 緩衝機能 や 連結性 を高める機能を有する場

(環境省ホームページから引用: <https://www.env.go.jp/nature/oecm.html>)

エ アルプス公園全体に対する提言

南側開園部には、数多くの来園者が公園を利用しているが、いきものふれあいの森にその人に来てもらうため、PRや園内の移動について、公園全体の検討を望む。

(ア) PR(広報宣伝)

アルプス公園の目的である、里山の暮らしや知恵、自然との関わりをもっと増やしたい、という視点から「公園」に限らず、「①PR・コミュニティづくり」「②イベント」「③公園運営」3つの柱で分類し、他の公園や里山の活用、森と人とのつながりを創出している事例を参考に検討する。

・<PR・コミュニティづくり>

他自治体におけるSNSや動画、ホームページでのPRの発信方法や森との関わりに興味がある方を集めたコミュニティづくりでいきものふれあいの森を知ってもらう。

1. PR・コミュニティづくり

○ PR

フォレストスタイル (https://forest-style.jp/)

「公益社団法人国土緑化推進機構」の運営する、森とひとつをつなぐWebマガジン。記事情報の執筆者は森に関心のある方や、森に関わる仕事をしている方など、専門家だけでなくいろいろな分野の一般の方がライターとして登録・発信をしている。公園の情報だけでなく、さとやまや松本を中心とした自然やスポットの情報を発信できたら良いのでは。

→少しでも里山や森に興味のある層へ





1. PR・コミュニティづくり <SNSによる発信事例>

○ぎふ清流里山公園

- ・視覚的な魅力の発信
- ・#の有効活用
- ・公園の「今」が分かる
- ・景色だけでなく、
植物・建物・イベント情報も



ぎふ清流里山公園, 「Instagram」, <https://instagram.com/gifuseiryusatoyamakoen?igshid=YmMyMTA2M2Y=>, (2022/12/19)

・<イベント>

季節感あふれる企画や自然を活かしたイベントで、いきものふれあいの森に普段なかなか北側に
関心を持ちづらい人々にも来てもらうきっかけになる。

2. イベント 〈季節感あふれるイベントの企画〉



イベント情報に特化したサイト、綺麗な画像

河川環境楽園、「公式ホームページ」<https://kankyorakuen.jp/event/oasispark/p5048/>, (2022/12/19)

・<公園運営>

リサイクルされた木くず等のバイオ原材料^{※29}を使用した循環型の公園運営を目指す。

3. 公園運営

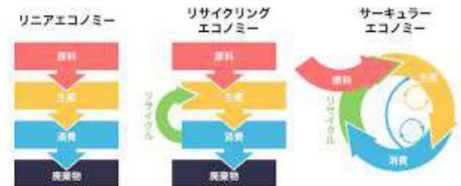
○ サーキュラー的循環型資源運用

▷ サーキュラーエコミーとは？ビジネスモデルと事例

<https://www.d4dr.jp/topics/mirai/circular-economy/>

"また、公共の道路や橋、公園などの建築物には、リサイクルされた木くずなど
のバイオ原材料が使用されている。"

こうした考えを取り入れた循環型の公園運営を目指したい。



【やまとわと共同企画！】のりくら高原の地域材白樺を活用した「Kimamaベンチ」作りワークショップを開催！

<https://raichoinc.jp/kimama/>

(イ) 園内の移動

いきものふれあいの森の園路内は高低差があり移動が厳しい箇所となっている。園内の移動手段の検討を継続していく。

・移動手段の基本的事項と分類

● 基本的事項				公園内の移動手段の検討			
対象者		操作・運転者		利用料金		車両法規制・安全管理・環境影響	
未就学・園児 小学生・中学生		自力 利用者		無料		車両法規制 運転免許等	
高校生以上 健常者		他力 指定管理者 外部委託者 電磁誘導		有料		安全管理 来園者との接触事故	
高齢者 障がい者				購入費・管理費		車両の定期点検	
				車両等導入費		環境影響 騒音・大気・水質等	
				貸出・運行・整備			
● 移動手段分類				候補	条件付き	要検討	
人 力		電 力		動 物		施 設	
自力 車いす・自転車		2～3輪車 電動アシスト自転車		乗式 乗馬(ポニー)		勾配解消 橋・空中回廊	
他力 牽引式車いす		3～4輪車 電動車いす		牽引式 馬車		歩行補助 動く歩道	
荷物 アシストキャリア		4輪 電気自動車					
		荷物 電動アシストキャリア					

・ゴルフカートを利用した園内の移動の検討

ゴルフカートの検討							
● 駆動方式 (ガソリン・鉛蓄電池・リチウムイオン電池)							
	環境面		コスト		充電 稼働距離		
ガソリン	排気ガスが出る	×	・オイル交換等、メンテナンス費がかかる		△	燃料補給で長距離走行	○
鉛蓄電池	環境にやさしい	○	・車両価格はガソリン車と同じ ・中古でも購入が可能 ・バッテリーを5年に1度交換		○	一晩の充電で10 km 稼働	×
リチウムイオン電池	環境にやさしい	○	・車両価格がガソリン車に比べ高価 (40万円程) ・バッテリーを10年に1度交換		×	一晩の充電で30 km 稼働	△

ガソリン	鉛蓄電池	リチウムイオン電池
<ul style="list-style-type: none"> ・環境面を考えるなら、電池がよい。 ・ガソリンはエンジン音が出るとか・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池への買い替えによって中古が増えるため、安く手に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コストは高い ・バッテリーの交換、環境、走行距離に関してはよい。

6 資料編

(1) 松本市アルプス公園自然活用実行会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市アルプス公園自然活用検討会議から提言のあった松本市アルプス公園北側拡張部(以下「北側拡張部」という。)に必要な整備、管理運営方法、活用推進体制等について、松本市アルプス公園自然活用実行会議(以下「実行会議」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 実行会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 北側拡張部の名称、PR(広報宣伝)、公園案内及び園内の移動に関する事。
- (2) 北側拡張部の自然活用ゾーンに関する事。
- (3) 北側拡張部の緑地保全ゾーンに関する事。
- (4) 北側拡張部の活用推進体制及び管理運営に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事。

(組織)

第3条 実行会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民、利用者の代表
- (2) 関係団体の代表
- (3) 有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

(座長及び座長代理)

第5条 実行会議に座長及び座長代理各1人を置く。

2 座長及び座長代理は、委員の互選により選出する。

3 座長は、実行会議を代表し、会務を総理する。

4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 実行会議は、座長が必要に応じて招集し、会議の議長は、座長が務める。

2 実行会議は、座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 実行会議の庶務は、建設部公園緑地課及び総合戦略局総合戦略室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月24日から施行する。

(2) 委員名簿

	氏名	呼び名	所属	備考
1	土田 勝義	つちだ かつよし	信州大学名誉教授 信州野外研究会	座長
2	市川 里美	いちかわ さとみ	自営業	座長代理
3	小川原 浄	おがわら きよし	前地元町会長 (放光寺町会)	
4	村上 さよ子	むらかみ さよこ	自然観察の会ひこぼえの会	
5	高山 光弘	たかやま みつひろ	信州ビオトープの会	
6	内田 佑香	うちだ ゆうか	信州大学地域参画プロジェクト CHANGE	
7	神澤 真江	かんざわ さなえ	松本シュタイナー認定こども園 ひなたぼっこ 園長	
8	鈴木 喜一郎	すずき きいちろう	寿さと山くらぶ	

(3) 会議記録

下記URLからご覧ください。

	内容	資料(URL)
実行会議 ホームページ	議事録 等	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/84/80454.html
第1回	・アルプス公園自然活用 検討会議の提言確認 ・活用推進体制及び管 理運営に関すること	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/ uploaded/life/99661_318953_misc.pdf
第2回	・県営烏川溪谷緑地、国 営アルプスあづみの公 園現地視察	
第3回	・活用推進体制及び管 理運営に関すること ・名称に関する事項	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/ uploaded/attachment/64941.pdf
第4回	・自然活用ゾーン他継続 事項に関する検討 ・緑地保全ゾーン他継続 事項に関する検討 ・北側拡張部名称募集 について	(資料1) https://www.city.matsumoto.nagano.jp/ uploaded/attachment/67151.pdf (資料2) https://www.city.matsumoto.nagano.jp/ uploaded/attachment/67165.pdf
第5回	・PRに関する検討 ・園路(移動)に関する検 討 ・北側拡張部名称決定 について	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/ uploaded/attachment/67986.pdf
第6回	・『ニセアカシアの駆除と 里山づくり』(アドバイザ ー講習会) ・『アルプス公園における 児童教育について』 ・提言書のまとめ	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/ uploaded/attachment/70442.pdf

(4)用語解説

※1 里山	人里近くにあつて、その土地に住んでいる人のくらしと密接に結びついている山・山林
※2 総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置
※3 都市計画決定	「都市計画の告示」(都市計画法第 20 条第 1 項)により、都市計画が正式に効力を発生すること
※4 古民家	日本の伝統的な様式で、古い時代に建てられた民家、武家屋敷等
※5 薪炭林 (しんたんりん)	薪や炭の原料となる木材を生産するための森林
※6 環境教育	環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと
※7 整備方針	北側拡張部開園当時の整備方針
※8 緑陰	青葉の茂った木立のかげ
※9 吸蜜	主にチョウが花の蜜を吸うこと
※10 浮石	河床にある石で、一部が川底から離れ、下を水が流れているもの
※11 開放水面	水草等で覆われていない水面
※12 湛水 (たんすい)状態	水を溜めた状態
※13 雑木林	様々の木が入り混じって生えている林
※14 群生地	ある種の植物がある地域に群をなして生えていること
※15 ため池	防火等の用水をためておく人工の池
※16 水田	水を入れ、水稲・レンコン等を作る田
※17 尾根	山の峰と峰とを結んで高く連なる所
※18 生物相	一定の場所における生物の全種類
※19 モニタリング	観察し、記録すること
※20 秋の七草	秋を代表する七つの草花(萩・尾花・葛・撫子・女郎花・藤袴・桔梗)
※21 ビオトープ	【生命を意味する Bio(ビオ)と場所の Topos(トープ)合わせた造語】野生の動植物が生態系を保って生息する環境
※22 探勝	景勝の地を訪ねて、その風景を楽しむこと
※23 二次林	自然林が伐採、山火事等で失われた後に再生した森林
※24 成熟林	年月がたって高齢林化した森林
※25 遊歩道	元々人が山林内を歩いていた道、人一人が歩ける程の幅
※26 生物多様性	生態系のレベルで多様な生物が共存していること
※27 かん養機能 (水源かん養機能)	森林に降った雨や雪等の降水は、すぐに森林から流れ出すことはなく、地中(土壌)に浸透し、地下水となりゆっくりと流れ出る働きのこと
※28 OECM	Other effective area-based conservation measures (その他の効果的な地域をベースとする手段)
※29 バイオ原材料	生物由来の物質を利用して作り出される材料

提言にあたって(市川座長代理)

このアルプス公園自然活用実行会議の議論を通して、地域の方々のアルプス公園に対する思いや活動を知る中で、公園というもののイメージやその役割が変わりました。松本市に移住する前、これまで目にしてきた多くの公園はただスペースがあるだけのものや、自然とのふれあいが少ないものばかりでした。しかし、アルプス公園では子どもが遊具で遊ぶだけでなく、植物や昆虫、野鳥の観察をする方、写真を撮影する方、里山整備で間伐のボランティアを行う方など、さまざまな楽しみ方や活動を行うことができます。

また地元の方からは、学生のころ友人とたくさん通った思い出があるというエピソードも伺い、松本市民にとって親しみのある存在として愛されてきたことを知りました。

アルプス公園北側エリアの利活用に関して、約2年間みなさまとさまざまな議論をさせていただく中でキーワードとなったのは「里山づくり」です。

このエリアは、古くは松本の人びとの暮らしを支える存在としての里山でした。人と自然との関わりは切っても切れないものだったはずが、生活様式の変化により人と自然が遠くなってしまっている今、もう一度暮らしと自然とを近づけるヒントは、里山とそこに根付いていた文化や風土にあるのではないかと考えています。

また環境保全の観点では、人の影響をいかに無くし自然環境を守るか、という人と自然が分離した議論になってしまいがちですが、人の営みがあらゆる自然の営みと同様に循環の中に組み込まれ、人もまた自然の一部として、この地球の歴史を刻んでいく、そんな未来を残していけるひとつのアプローチとして、いきものふれあいの森の役割が重要なものになってくると思います。

SDGs やゼロ・カーボンへの取り組みの機運が高まっていますが、市街地との距離が近く、さまざまな活動を行うことのできるアルプス公園は、もっと身近に、もっと実感を持って暮らしと自然との関わりを持つきっかけを創出できるポテンシャルがあると考え、「里山づくり」をテーマに市民の方々がここでの活動がしやすい仕組みづくりや改善点を提示する提案が、今回みなさまのご協力のおかげでできたのではないかと思います。

これからこの仕組みや体制を実装していくスタートラインに、今立ったところです。今後も人と自然の関係を考え、捉え直し、常にブラッシュアップしながらより良い里山づくりが実現されていくことを願っています。

今回、この提言を作成するにあたり、さまざまな観点から議論を支えてくださった座長、他委員の方々、事務局のみなさま、オブザーバーのみなさま、この会議の議論を深める講義をしてくださった小山様、すべての方々に感謝申し上げます。

令和5年3月22日
松本市アルプス公園自然活用実行会議
座長代理 市川 里美

松本市アルプス公園自然活用実行会議 提言書

令和5年3月22日 発行
松本市アルプス公園自然活用実行会議

事務局：松本市 総合戦略局 総合戦略室
松本市 建設部 公園緑地課